一般社団法人日本水中スポーツ連盟
都道府県支部規定

第１条　【支部】

一般社団法人日本水中スポーツ連盟（以下連盟と称す）は、各都道府県に支部をおくことが出来る。支部の名称は、都道府県水中スポーツ協会・連盟、あるいは都道府県フィンスイミング協会・連盟とする。

第２条　【目的】

連盟定款に掲げる目的を達する為に都道府県の支部は設置される。連盟事業に協力し、補佐し、都道府県内の水中スポーツの普及・振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

2. 上記１項の普及振興の図る為に、都道府県体育協会(スポーツ協会)、都道府県レクリエーション協会の加盟を推進し、加盟を目的とする。

第３条　【承認】

都道府県支部として活動を希望する団体が、必要書類と共に連盟事務局宛てに都道府県支部承認申請がなされた場合、連盟は理事会において審査をし、総会において承認する。承認された都道府県協会は、連盟正会員となることができる。承認の基準は以下のとおりである。

①都道府県連盟および協会定款を有すること
②理事会の構成が各団体の代表者の意見を聞き得る人選で５人以上配置され、年２回以上理事会が開催され、議事録が作成されていること
③年間事業が計画的に実施されていること
④予算・決算を監視する監事がいること
⑤都道府県内に２以上の団体を有すること

第４条　【権限】

連盟より都道府県支部として認定された場合、連盟支部と名乗ることができ、必要に応じて公益法人格を申請することが出来る。(連盟は都道府県 NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人設立を推奨する)

①承認された都道府県内において、指導員養成講習会を独自で開催できる。
②承認された都道府県内において、公認記録会、大会、都道府県選手権・大会を開催することができる。
③承認された都道府県内の団体を統括し、都道府県代表選手を都道府県対抗大会に派遣することができる。
④承認された都道府県内の会員の管理を、連盟と協力して行うことができる。

⑤連盟より助成金を受け取ることができる。（都道府県スポーツ協会・都道府県レクリエーション協会加盟支部に申請した時点から）助成金額は助成規則を作成する。

⑥その他、連盟により承認された都道府県において、事業を開催することができる。

⑦本条については、年度毎に見直しをはかる。

第５条　【報告】

承認された都道府県支部は、以下の報告を年度始めまでに提出しなければならない。

①年度事業計画書

②年度事業予算書

③年度役員名簿

承認された都道府県支部は、年度総会終了後１月以内に以下の報告を提出しなければならない。

①年度事業報告書

②年度決算報告書

③年度理事会議事録

④年度会員名簿（JUSF への助成金申請書となる）

第６条　スポーツ庁の定める、スポーツ団体ガバナンスコードを遵守する。

第７条　【取消】

連盟は、以下に掲げる禁止行為内容に抵触することが明らかな場合、都道府県支部に是正の為の注意を行う。一定期間を設けて是正できない場合は、都道府県支部を取消すことができる。また、禁止行為を確認した時は、速やかに理事会に諮り支部認定の取消を決定することができる。この場合、都道府県支部並びに都道府県連盟・協会名を使用することを中止しなければならない。

①前条および第３条に抵触されると判断されるとき

②連盟事業への妨害、連盟役員への誹謗・中傷

③都道府県連盟の権限逸脱行為

④連盟よりの連絡が取れない場合、支部活動が見られない場合等

第８条　【解散】

都道府県支部が解散を決定したときは、速やかに連盟事務局に申し出ること

附則　この規定は、平成１６年３月３1 日までを移行期間とし、平成 16 年４月１日から施行する。

附則　この規定は、令和６年３月 31 日までを移行期間とし、令和６年４月１日より施行する。